

令和3年1月8日

環境省自然環境局国立公園課 御中

「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について (答申案)」に対する意見

(公財)日本生態系協会
会長 池谷奉文 (いけやほうぶん)
※団体としての意見提出
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244
Fax : 03-5951-2974
E-mail : head_office@ecosys.or.jp

「自然公園法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について (答申案)」に対する意見を提出させていただきます。ご検討等のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

気候変動への適応等のため、国立・国定公園において今後講ずべき必要な措置として、順応性の高い健全な生態系の保全・回復、生物多様性と両立した再生可能エネルギー施設の設置促進等のことが示されています。国立・国定公園については、また、生物多様性条約における OECM に関する議論が始められる中、「生物多様性保全の屋台骨」としての機能を持つことが改めて強く求められています。

こうした中、日本の国立・国定公園内には、周知のとおり、私有地が多くあります。その割合は、国立公園で 25.8%、国定公園で 41.3%です (令和2年3月31日現在)。この数字は、平均値であり、私有地の占める割合が国立公園では 50%以上、国定公園では 80%以上となっているところも多くあります。

国が民有地を買い上げる「特定民有地買上事業費」(対象は、国立公園の「特別保護地区」「第一種特別地域」等に限られている)により、奄美群島国立公園等で買上げが行われていますが、気候変動への適応等のためには、将来を見据え、国立・国定公園の特別地域全体を対象に、重要地域の買上げを積極的に推進していく必要があります。

人口減少等を背景に、50年後、100年後を見据え、国土のあり方を大きく見直す時にきています。

国立・国定公園において今後講ずべき様々な措置の「基盤的取組」として、土地の国有地化を大規模に進めることの重要性を明示し、その推進を掲げる必要があります。

以上